

東京 2020 オリンピック聖火がやってくる!

大牟田市は平成 2 年にスポーツ都市を宣言し、令和 2 年に 30 周年を迎えました。また、オリンピック聖火リレーのルートにも選ばれています。これを記念して、東京 2020 オリンピック聖火を市民体育館で展示します。

聖火を直接見ることができる貴重な機会です。

聖火の実物を見られるチャンス!



Photo by Tokyo 2020

と き 令和 3 年 **2 月 15 日**(月) 午前 9 時～正午
と ころ 市民体育館

- 新型コロナウイルス感染拡大防止に協力をお願いします。
- 事前の申し込みは不要です。
- 聖火は、東京 2020 オリンピック聖火リレーランタンに格納した状態で展示します。

■ 問合せ スポーツ推進室 ☎53-1503

※新型コロナウイルス感染症の影響で中止となる場合があります。

世界とつながる ホストタウン交流



東京 2020 オリ・パラ競技大会に向けて、大牟田市は「ジョージア」と「アフガニスタン」のホストタウンとして、これから、スポーツをはじめ、食や文化などを通じた交流を深めていきます。

令和 2 年 7 月豪雨災害

義援金（第 2 次配分）をお配りします

令和 2 年 7 月豪雨災害により被災された方々に対し、寄せられた義援金について、大牟田市義援金配分委員会の審議を経て、第 2 次配分の基準が決定しました。

【義援金配分額】

区 分		第 1 次配分	第 2 次配分	合 計
人的被害	死亡者	800,000 円	190,000 円	990,000 円
	重傷者（3 カ月以上）	400,000 円	95,000 円	495,000 円
	重傷者（1 カ月以上 3 カ月未満）	240,000 円	57,000 円	297,000 円
住家被害	全壊	800,000 円	190,000 円	990,000 円
	大規模半壊	600,000 円	142,500 円	742,500 円
	半壊	400,000 円	95,000 円	495,000 円
	準半壊	200,000 円	47,500 円	247,500 円
	準半壊に至らない（一部損壊）	80,000 円	19,000 円	99,000 円

※り災証明書に記載の「住家の被害の程度」の区分に応じて配分します。

※第 2 次配分の義援金は、第 1 次配分の際に指定された口座に振り込みますので、改めて申請する必要はありません。

※第 1 次配分を受けていない世帯には、合計額を配分します。

■ 問合せ 財政課

☎41-2507 FAX41-2552



福岡県に 緊急事態宣言 発令中

～感染拡大防止のため、市民の皆さんのご協力をお願いします～

市民・事業者の皆さんへのお願い【福岡県からの県民・事業者に対する要請事項】

市民の皆さんへ

- 不要不急の外出・移動自粛をお願いします（特に、午後 8 時以降は徹底を！）
※生活や健康の維持に必要な場合を除きます
- 基本的な感染防止対策を徹底してください
三密（密閉・密集・密接）を避ける、人との距離の確保、マスク着用、手洗いなど

飲食店の皆さんへ

- 午後 8 時までの時短営業にご協力ください
酒類の提供は、午後 7 時までとしてください
- 業種別ガイドラインに従った感染防止対策の徹底と、その取組みを実施していることの表示をお願いします
福岡県「感染防止ステッカー」や大牟田市「ジャー坊のポスター」を活用してください



※上記のほか、映画館やホテル（集会の用に供する部分）、遊興施設などの人が多く集まる施設においても、午後 8 時までの時短営業にご協力をお願いします。

大牟田市の対応

上記のほか、緊急事態宣言の間、以下の取り組みを進めます。

1. 市の公共施設の取扱い

市の公共施設は、緊急事態宣言が出されている間は、原則として開館時間を午後 8 時までとします。
詳しくは、各施設に問い合わせてください。

2. 市主催のイベント・行事・事業等

- ① 広域から人が集まったり、参加者の把握が難しいイベント等は、中止を含めて慎重に判断します。
- ② 広域から人が集まるものではなく、参加者が把握できるものは、十分な感染防止対策を行ったうえで、参加人数に限度(*)を設けて実施します。
(*) 屋内: 収容定員の 50% まで、屋外: 人との距離を十分に確保



ワクチン接種に向けて

現在、市では接種に向けた準備を進めています。接種の開始時期、予約方法、接種できる医療機関等は決まり次第、対象者へ個別に案内するほか、広報おおむたや市ホームページでお知らせしていきます。

▶ 対象 すべての市民

▶ 時期 以下の順番で接種をします

- ① 2 月下旬～ 医療従事者等へ
- ② 3 月下旬～ 高齢者へ
- ③ その後、基礎疾患を持つ人やその他の市民へ

▶ 接種方法

市から接種券（クーポン）が届いた後で予約のうえ、接種



▶ 接種費用 無料（公費で負担）


■ 問合せ 保健衛生課（☎41-2669）

詳細については、各問合せ先へ確認してください。申請期限が迫っているものもありますので、相談・手続きは早めをお願いします。

※窓口に来所する場合は、必要なもの等がありますので、事前に電話等で問い合わせてください。

● 各制度 (令和3年1月21日時点)

困りごと	制度	内容	問合せ	電話番号
相談	生活支援の相談	生活の困りごとや不安に関する相談	社会福祉協議会 生活支援相談室	32-8851
給付金 ¥	新生児応援 特別定額給付金	国の特別定額給付金事業の基準日(令和2年4月27日)の翌日以降に出生した、新生児ひとりにつき10万円を支給 ※該当者には順次、申請書を郵送します	特別定額給付金 対策室	41-2265
生活費 ¥	総合支援資金 (生活福祉資金貸付制度)	収入の減少や失業等により、日常生活を送ることが困難な方への貸付 ※申請期限: 3/31	社会福祉協議会 生活支援相談室	32-8851
	緊急小口資金 (生活福祉資金貸付制度)	休業等により収入が減少し、緊急的な貸付を必要とする方への貸付 ※申請期限: 3/31		
教育 	就学援助	収入の減少により、公立小・中学校の教育費を負担することが困難な家庭に対する教育費の一部の援助	教育委員会 事務局 学務課	41-2866
住まい 	市営住宅の提供	解雇等により住宅を退去せざるを得ない方に、市営住宅を一時的に提供	市営住宅管理 センター	41-0123
	住居確保給付金	収入の減少や離職等により住居を失った、または失うおそれがある人に対する一定期間の家賃の一部または全部支給	社会福祉協議会 生活支援相談室	32-8851
雇用や就労	緊急雇用対策	企業等から解雇された方や内定を取り消された方などを対象に、市の会計年度任用職員として雇用(清掃作業員、一般事務)	人事課	41-2550

困りごと	内容	制度	問合せ	電話番号
税、 保険料など 	収入の減少などにより、税や保険料、医療費の支払いが困難な人への、支払いの免除や納付猶予など ※国保…国民健康保険 ※後期医療…後期高齢者医療	国保税の減免 ※申請期限: 3/31	保険年金課 国民健康保険担当	41-2606
		後期医療保険料の減免 ※申請期限: 3/26	保険年金課 後期高齢者医療担当	41-2665
		国民年金保険料の免除・納付猶予など	保険年金課 国民年金担当	41-2607
	国保・後期医療加入者の被用者(雇われている人)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方などへの傷病手当金の支給	傷病手当金の支給	保険年金課 国民健康保険担当 後期高齢者医療担当	41-2606 41-2665

事業者の皆さまへ

《福岡県感染拡大防止協力金》

福岡県による要請に応じて、令和3年1月16日から2月7日までの全ての期間に営業時間短縮を行った要請対象施設を運営する事業者に対し、福岡県が協力金を給付します。

- 要請対象施設 ● 飲食店、喫茶店
 - ※ 宅配・テイクアウトサービスを除く。設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業（屋台）は含む。
- 遊興施設のうち食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店
 - ※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、営業時間短縮要請の対象から除く。

- 要請内容 ● 営業時間を5時から20時までの間とすること
 - ※ もともとの営業時間が5時から20時までの間である施設（店舗）は対象外。
- 酒類提供時間を11時から19時までとすること

- 給付要件
 - ① 福岡県において、要請開始の日（令和3年1月16日）より前に開業し、夜20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っている要請対象施設を運営する事業者であること
 - ② 令和3年1月16日から2月7日までの全ての期間に、要請に応じていること。ただし、やむを得ない理由により1月16日から要請に応じられなかった場合は、1月18日までに要請に応じ、2月7日までの全ての期間に要請に応じていること
 - ③ 要請対象施設に関して、営業に必要な許認可を取得していること

- 給付額 1店舗あたり最大138万円（1日あたり6万円×23日）
 - ※ 1月18日までに要請に応じ、2月7日までの全ての期間に要請に応じた場合、日割りで給付されます。

- 申請受付期間 令和3年2月8日（月）～3月7日（日）
- 申請方法 電子申請または郵送申請（1月20日時点の予定）
 - ※ 申請様式は市産業振興課でも配布します。

■ 問合せ コールセンター ☎ 0120-567-918（9時～17時、土・日、祝日も受け付け）



申請方法等の詳細は福岡県ホームページを確認してください

《感染防止対策費用の助成》

福岡県では、感染防止対策にかかる費用の助成を行っています（2月28日申請期限）。

- 飲食店向け
 - マスク、消毒液、非接触型体温計、仕切りアクリル板などの物品の購入に係る経費の助成（上限5万円）



詳しくはこちら↑

- 接待を伴う飲食店等向け
 - 感染防止対策のための空気清浄機、サーモグラフィーカメラなどの備品購入に係る経費の助成（上限20万円）



詳しくはこちら↑

■ 問合せ コールセンター ☎ 0120-110-193（9時～17時、土・日、祝日も受け付け）

※ 緊急事態宣言の影響を受け売上が減少した中小事業者に対する一時金（最大40万円）などの支援策についても、詳細が発表され次第、市ホームページ等でお知らせします。

市ホームページ

